

令和4年広審第7号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年6月22日00時30分

香川県女木島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.9トン	4.9トン
登 録 長	12.41メートル	11.30メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
漁船法馬力数	48キロワット	15

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、GPSプロッター、レーダー等を同室前部に、舵輪及び機関操縦装置を操舵室及び船尾甲板に備え、汽笛を同室上部に装備した、小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年6月21日19時00分香川県高松漁港を発し、女木島東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aが従事する小型機船底びき網漁業は、ステンレス製ワイヤ等を繋いだ長さ約100メートルの曳網索<sup>えい</sup>を船尾から延出し、同索先端に取り付けた長さ約20メートルのFRP製張竿で網口を広げた長さ約30メートルの袋状の網を低速力で引いて漁獲物を得るもので、投網に約5分、曳網に約1時間、揚網に約10分を要する操業を繰り返して行うものであった。

a受審人は、19時30分漁場に到着し、たい約80キログラムを2回の操業で漁獲して3回目の操業を始め、投網を終えて船尾甲板から操舵室に戻り、レーダー及びGPSプロッターを作動させてトロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す法定灯火を表示し、23時35分僅か前女木港鬼ヶ島防波堤灯台（以下「女木港灯台」という。）から134.5度（真方位、以下同じ。）1,150メートルの地点で、針路を058度に定めて自動操舵とし、2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で曳網を始めた。

a受審人は、翌22日00時25分頃、間もなく漁業許可区域の境

界に達して曳網を終えるので揚網の準備に取り掛かることとし、手動操舵に切り替えて船尾甲板に移動した。

a 受審人は、00時27分女木港灯台から076度1.98海里の地点に達したとき、左舷船首33度700メートルのところに、Bの緑2灯を視認でき、その灯火の動きからBが航行中の動力船であることが分かり、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、漁ろうに従事する自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在にも、この状況にも気付かず、同船に対して警告信号を行うことも、間近に接近しても直ちに行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行了。

こうして、a 受審人は、揚網の準備をしながら曳網中、至近に迫ったBの灯火を認め、急ぎ操舵室に戻って汽笛による短音を連吹したが、効なく、00時30分女木港灯台から075度2.06海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷中央部とBの船首とが前方から43度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北西風が吹き、海上は穏やかで、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を設け、操舵及び機関遠隔操縦の各装置を同室及び船尾甲板にそれぞれ装備し、小型機船底びき網漁業に従事するレーダーを装備しないFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、21日16時00分香川県庵治漁港を発し、同県大島北岸沖合の漁場に向かい、16時30分漁場に到着して操業を始めた。

b 受審人は、3回の操業を終え、たい、かれい等約20キログラムを漁獲して漁場を変えることとし、トロールにより漁ろうに従事して

いる船舶であることを示す法定灯火のうち白色全周灯を消灯した後、船尾甲板に立って操舵等の各装置を操作し、翌22日00時00分前示漁場を発進して香川県屋島北端に位置する長崎ノ鼻沖合の漁場に向かった。

b受審人は、船尾甲板に移動し、漁獲物を選別しながら大島北岸を回り込み、00時22分半女木港灯台から060度2.53海里の地点で、一見して前路に他船を認めなかったため、長崎ノ鼻沖合に向首する195度の針路に定めて自動操舵とし、6.0ノットの速力で進出した。

b受審人は、漁獲物の選別を終え、船尾甲板にとどまって漁具の修理に取り掛かり、00時27分女木港灯台から068度2.24海里の地点に達したとき、右舷船首10度700メートルのところに、Aの緑、白、紅3灯を視認でき、トロールにより漁ろうに従事している同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁具の修理に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かず、同船の進路を避けることなく続航した。

こうして、b受審人は、漁具の修理を続けながら進行中、船首至近に迫ったA丸に気付いて機関を中立運転としたが、効なく、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

b受審人は、落水したa受審人を救助した後、AをBに横抱きして救援を待った。

衝突の結果、Aは、左舷中央部外板に破口を、浸水により主機に濡損をそれぞれ生じ、Bは、船首部に破口等を生じたが、のちいずれも修理された。また、a受審人が45日間の通院加療を要する頸椎打撲傷等を、b受審人が1週間の加療を要する顔面挫創等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、夜間、海上交通安全法の適用海域である女木島東方沖合において、南下中のBと漁具を引いて東行中のAとが衝突したものであるが、同法には本件に適用すべき規定がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

Aは、トロールにより漁ろうに従事している船舶であり、同船舶であることを示す法定灯火を表示し、一方、Bは、トロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す法定灯火のうち白色全周灯を消灯していたものの、その灯火の動きから航行中の動力船であることが認められる。

そして、前示灯火を表示したA、B両船が、互いに視野の内にあり、衝突のおそれがある態勢で接近して衝突したこと及び衝突のおそれがある態勢で接近してから衝突に至るまでの間に、それぞれに要求される動作をとるのに必要な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、予防法第18条（各種船舶間の航法）の規定によるのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、女木島東方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているAの進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、夜間、女木島東方沖合において、漁場に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことがないように、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁具の修理に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、曳網中のAの存在にも、

同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Aの進路を避けずそのまま進行して衝突を招き、Aの左舷中央部外板に破口等を、Bの船首部に破口等をそれぞれ生じさせたほか、a受審人に頸椎打撲傷等を負わせ、自身も顔面挫創等を負うに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、夜間、女木島東方沖合において、底びき網により漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁ろうに従事する自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bの存在にも、同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、警告信号を行うことも、間近に接近しても直ちに行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとることもしないまま、揚網の準備をしながら曳網を続けて衝突を招き、A、B両船に前示の損傷を生じさせたほか、b受審人を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月28日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人